

## 社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会役員及び評議員の報酬等に関する規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいう。

（2）報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。

（3）費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等をいう。

### （報酬等の支給）

第3条 この法人は、役員に対してその職務の執行の対価として報酬を支給することができる。但し、賞与及び退職手当は支給しない。

2 役員報酬の支給日及び支給方法については、職員の給与規程に準ずる。

### （役員報酬）

第4条 役員報酬に対して、各年度の総額が別表1の範囲を超えないように支払う。

2 理事長が、法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 その他理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

4 理事のうち、職員を兼務する者についての報酬は、支給しない。ただし、常務理事（業務執行理事）を除く。

5 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

### （評議員の報酬）

第5条 評議員については、定款第8条の定めるとおり無報酬とする。

### （費用）

第6条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求後遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

### （公表）

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は、令和元年6月24日（評議員会の議決日）から施行する。

この規程は、令和2年6月23日（評議員会の議決日）から施行する。

この規程は、令和3年3月31日（評議員会の議決日）から施行する。

別表1 役員の報酬の総額

区分	年度総額
役員	2,000,000円

別表2 理事の報酬額

区分	日額
理事長	7,000円
その他理事	3,000円

別表3 監事の報酬額

区分	1回
監事	10,000円